

いわゆる「谷間世代」の貸与金返還期限の猶予を求める会長声明

2017年4月、裁判所法の一部を改正する法律（平成29年4月26日法律第23号。以下「2017年改正裁判所法」という。）が成立し、同年11月1日以降に採用された司法修習生（第71期以降）に対して、基本給付金、住居給付金及び移転給付金を内容とする修習給付金が支給されることとなった（裁判所法第67条の2第1項、第2項）。

既に司法修習を終えた者、現に司法修習を受けている者には法曹志望者の増加を図るとの立法趣旨が直接には当てはまらないとされることから、この制度による修習給付金の支給対象は改正裁判所法施行後に採用される司法修習生に限定され、2017年改正裁判所法の「施行前に採用され」た司法修習生については適用しないものとされている（2017年改正裁判所法附則第2項）。

このように、無給での司法修習を終了した新第65期から第70期の修習生（いわゆる「谷間世代」）に対して何らの対策がされないままとなっている。そのため、「谷間世代」と他の世代との間に著しい不公平が生じており、その不公平が解消されないまま新65期の貸与金返還期限が本年7月25日に迫っている。

谷間世代の者は、前後の世代の者と同様に、司法制度の担い手となる者として修習専念義務を課され（裁判所法第67条第2項）、原則として兼業が禁止されており、修習を受けるために大多数の者が貸与金の借入をした。

しかし、修習終了後は、有為な人材として多方面で活動していることは前の世代の者と同様である。司法制度の最終的な受益者は、その利用者である国民であり、司法制度を支える法曹は社会の人的インフラである。国には公費で法曹を養成する責務がある。

よって、当会は、国に対し、現在の法曹人口の多くを支えている谷間世代の全員に対して修習給付金相当額を一律支給する等の是正措置を講じるよう粘り強く求めるとともに、当該是正措置がとられる前の暫定的な措置として、谷間世代に対する貸与金の返還を猶予する立法措置を強く求める次第である。

平成30年7月11日

茨城県弁護士会

会長 星野学